

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

平成26年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

改正貸金業法第4条施行（完全施行）後4年が経過する中、貸金業者に対する行政処分件数並びに苦情件数は減少しており業界の健全化は着実に進んでいるものの、貸付残高及び貸金業者数の減少に歯止めがかからず、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況を踏まえ、平成26年度は自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会会員が遵守すべき貸金業関係法令等についての指導、支援の更なる強化に努めるとともに、平成25年度において検討し浮き彫りとなった貸金業界の課題の解決に向けて引き続き検討を行い、庶民金融としての貸金業の確立と社会的地位の一層の向上を目指し、次の業務を行うこととする。

1 法令、諸規則等の遵守状況把握及び効果的指導の強化

- (1) 協会員の法令等違反に対する厳正な対応を継続するとともに、協会員への指導態勢を強化し、研修及び再発防止の為の指導を継続実施することにより、協会員のコンプライアンス態勢の確立・持続を目指す。
- (2) 貸金業関係法令及び定款・業務規程・その他の規則を遵守するため、協会員の社内規則及び内部管理態勢の整備の支援を継続実施するとともに、効果的な集合研修を企画・立案し実施する。
- (3) 法令・判例等検索システム、JFSAラーニング(学習支援プログラム)等の提供、及び法務相談の問い合わせ対応や研修・指導における効果的な教材・資料の作成等において、一層充実を図るとともに、自主規制等に基づく広告審査を継続実施する。

2 法令・諸規則等の改定・整備

- (1) 協会員の貸金業関係法令等の遵守状況を検証するとともに、行政及び関係機関等との協議・調整のうえ、貸金業関係法令等の改正に伴う自主規制基本規則等の改正及び貸金業務の課題対応について検討を行う。

- (2) 民法(債権法)、犯罪収益移転防止法、会社法等の関係法令改正に伴う協会の諸規則を適切に整備する。

3 相談・苦情・紛争解決対応

- (1) 相談・苦情・紛争解決事案に対して中立・公正な立場で迅速・丁寧に対応し、事案内容に応じた適切な処理を行い、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、貸金業務に対する信頼を確保する。
- (2) 平成25年度に実施した業務研修会を踏まえ、カウンセリング手法を活用した業務の一層の推進及び定着化を図るための協会員への支援を行う。
- (3) 消費生活センターをはじめとする他の関係機関との多面的な連携を通じて、協会認知度の一層の向上を図り、一般消費者(資金需要者等)の協会利用機会の更なる拡充を図る。

4 監査の実施

- (1) これまでの監査結果等を踏まえつつ、協会員の業態及び規模に応じた、より実効的で効果的な監査を実施する。また、監査の実施に当たっては、協会員自身の自己改善努力を活かすべく指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正な監査を行う。
- (2) 実地監査は、引き続き、法改正の原因となった多重債務者問題にフォーカスした監査を実施する。監査精度を維持しつつ短期間監査の増加等効率化を図ることにより、大手を含め110社程度とし、このうち4分の3程度は消費者向貸金業者に対して実施する。また、書類監査は引き続き全協会員を対象に業態やこれまでの監査結果を踏まえた設問内容とするなど効率性に配慮する。
- (3) 書類監査と実地監査の更なる活用により協会員の実態把握に努め、自主規制各部門と連携して指導強化を図ることにより、貸金業界の信頼性と健全性の向上を目指す。
- (4) 行政及び消費者団体等関係機関と情報交換を行うなど、引き続き緊密な連携を図る。特に、行政の検査と本協会の監査の効果的な連携について意見交換を実施する。

5 厳正な規律審査

協会員から届出・報告された法令等違反事案については、規律委員会の効率的な開催の下、迅速かつ厳正な処理(措置)を行い、もって協会員における法令等違反の発生防止を図る。

6 積極的な広報の実施

- (1) 自主規制機関としての協会活動と健全化が進む業界について継続的に広報し、協会と業界の社会的評価の向上を図ることに加え、貸金業の課題解決に向けた広報を実施する。
- (2) ヤミ金融等悪質業者からの被害防止や金融トラブル防止の注意喚起に関する消費者向けの情報発信を推進するとともに、協会ホームページの見直しを必要に応じて行う。

- (3) 各種調査研究の成果等のタイムリーなニュースリリースを実施し、マスメディアを通じた効果的な情報発信を行う。

7 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

- (1) 協会ホームページを活用した一般消費者向け生活再建支援や家計管理診断等に関する効果的な情報提供を継続実施する。
- (2) 金融知識の啓発や金融トラブル被害防止に関する一般消費者、学生等を対象とした出前講座に講師を派遣し消費者金融の健全な利用の仕方についての啓発活動により一層積極的に取り組む。
- (3) 資金需要者に対する啓発ツールを行政窓口・消費生活センター・協会員店舗等への配置・配布を継続実施することにより金融に関する知識の普及及び啓発を図る。

8 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

- (1) 貸金業の課題解決に向けて調査研究のうえ、行政等と調整を図る。
- (2) 貸金業界の現状と動向等に関する調査及び関連する公知情報の収集等を実施する。
- (3) 統計データ等に基づく、貸金業界の変遷と現状等についてのとりまとめを行う。
- (4) 貸金業に関連する税制等の調査研究及び必要な対応策を策定する。

9 研修会等の実施

- (1) 貸金業の業務に従事する者のスキルの向上と資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業者を対象とした業務研修会を地区協議会等と併せて全国 10 地区において効果的かつ効率的に実施する。
- (2) 協会員の実務上の課題や各地区協議会等の要望に応じて地区別、目的別の研修会等を適時開催する。

10 貸金業務取扱主任者資格に係る業務の実施

- (1) 試験問題作成事務を安全かつ効率的に実施するとともに、不正行為防止のための運用見直しを行い、受験申込受付事務を正確に遂行して平成 26 年度資格試験を確実に実施する。
- (2) 講習修了者等からの主任者登録の申請等に対し正確かつ迅速に事務を遂行するとともに、主任者登録手数料の早期改定に向け行政との協議を継続実施する。
- (3) 消費税率変更に伴う受講料の改定について周知徹底を行うとともに、平成 26 年度講習実施計画に基づき講習事務を円滑に実施する。

11 個人情報の保護の徹底

個人情報保護法第 37 条に基づく認定個人情報保護団体として協会員に対し、個人情報の安全管理に十分配慮した適切な組織及び環境整備の周知、個人情報漏洩等事案の協会への報告の徹底を図り、個人情報保護指針等の遵守並びに更なるコンプライアンス態勢の確立・持続に向けた指導に一層努める。

12 反社会的勢力への対応に係る機能強化

- (1) 「反社会的勢力による被害の防止」に係る監督指針の改正を踏まえ、自主規制等の改正を行い、協会員への周知徹底を図る。
- (2) 反社情報を収集し、関係機関等と連携のうえ協会員に提供する。

13 財務局及び都道府県行政への協力

貸金業法第 41 条の 8 の規定に基づき、貸金業の登録の申請、更新及び変更等、貸金業者に法令上求められている書類の受付事務について、財務局及び各都道府県に協力し円滑な処理を図る。

14 協会加入促進

- (1) 支援制度等の有効活用により、新規登録貸金業者及び協会未加入業者（登録更新時貸金業者）へのより一層の加入促進を図る。
- (2) 協会の適正な業務運営の継続と拡充のため、行政等との連携を図り、協会未加入業者への加入促進を強化し、加入率の向上と財務基盤の強化を目指す。

15 事務局体制の強化・充実

- (1) 本部・支部の緊密な連携の下、実態に即した合理化・効率化を推進し、事務局体制、組織運営の一層の強化・充実を図る。
- (2) 協会業務の見直し及び協会運営に係る経費の一層の削減等に引き続き取り組む。

16 関係機関等との連携強化

行政、指定信用情報機関、消費生活センター、消費者団体、全国銀行協会、全国暴迫推進センター、民放連等広告団体、日本クレジットカウンセリング協会等との適時、適切な意見・情報交換等を行い、一層の連携強化に努める。

以上